健全化判断比率等の公表 について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方自治体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び再生等を図るための計画を策定することとし、その計画の実施促進を図るための行財政改革を行うことにより、地方自治体の財政の健全化に資することを目的としています。

早期健全化及び再生等の計画策定の義務等を含めた全体の法律の施行は平成21年4月から、財政の健全性に関する指標の公表については、平成20年4月から施行されました。

今回公表するのは、平成23年度決算に基づく①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③ 実質公債費比率、④将来負担比率(以下「健全化判断比率」といいます。)と資金不足比率 の5指標です。(※各比率の意味は用語解説をご参照下さい。)

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政 再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経 営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率及び資金不足比率

平成23年度決算に基づく八百津町の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおり 早期健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。

ただし、八百津町の財政状況が厳しいことには変わりなく、引き続き行財政改革を進め、 財政の健全化に取り組んで参ります。

■健全化判断比率

指標	八百津町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (△10.75%)	15. 00%	20. 00%
②連結実質赤字比率	— (Δ28. 62%)	20. 00%	35. 00%
③実質公債費比率	11.6%	25.0%	35. 0%
④将来負担比率	27.0%	350.0%	_

[※] 実質赤字、連結実質赤字とならなかったため「-(該当なし)」で表示し、参考までに 黒字の比率を(Δ)で表示しています。

■資金不足比率

特 別 会 計	八百津町の比率	経営健全化基準			
水道事業会計	_	20.0%			
簡易水道事業特別会計	_	20.0%			
公共下水道事業特別会計	_	20.0%			
農業集落排水事業特別会計	_	20.0%			

※資金不足とならなかった会計は「一(該当なし)」で表示しています。

用語解説

• 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。

• 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。20%以上で財政健全化団体に、35%以上で財政再生団体となります。

• 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分なども要素に加えられています。

この比率が18%を超えると地方債を発行する際に、国の同意ではなく許可が必要になります。また、25%以上になると財政健全化団体となり一部の地方債の発行が、35%以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。

• 将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。350%以上で財政健全化団体となります。

• 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。

•標準財政規模

自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度もっているのかを表す指標で、普通交付税と地方税が主なものです。自治体の財政状況を一定の基準で分析する場合などに利用されます。

参考資料 1:健全化判断比率等算出方法

2:<u>総務省ホームページ</u> 3:岐阜県ホームページ

問い合わせ先 八百津町役場 総務課財政係

〒505-0392 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903-2

電 話: 0574-43-2111 内線 2213

ファックス:0574-43-0969

電子メール: yaotsu@town. yaotsu. lg. jp

〇健全化判断比率の算出

※「実質収支比率」が黒字の場合、「実質赤字比率」は負の値で表示されます。 一般会計等の実質赤字額① 416,158 黒字のため実質赤字比率 -実質赤字比率 = -10.75%標準財政規模 3.868.740 歳入歳出差引額 翌年度に繰り越すべき財源 歳入総額 歳出総額 実質収支額 普通会計 ウーエ -般会計 417,902 416,158 6,123,262 5,705,360 1,744 合 計 416,158 ① ※「連結実質収支比率」が黒字の場合、「連結実質赤字比率」は負の値で表示されます。 連結実質赤字額①+②+③+④ 1,107,487 黒字のため連結実質赤字比率 -連結実質赤字比率 = = -28.62%標準財政規模 3,868,740 歳入歳出差引額 ^{翌年度に繰り越すべき財源} 公営事業(特別会計のうち 歳入総額 歳出総額 実質収支額 公営企業以外の特別会計) アーイ ウ ウーエ 国民健康保険特別会計 1,370,979 1,362,724 8,255 8,255 介護保険特別会計 908.739 903.537 5.202 5.202 後期高齢者医療特別会計 150,632 145,216 5,416 5,416 老人保健特別会計

公営企業(法適用)	流動資産	流動負債	算入される地方債の額	アーイーウ	解消可能資金不足額	資金不足·剰余額	資金不足額	事業の規模	資金不足比率
公呂正未(公旭州)	ア	1	ウ	エ	オ	エ+オ カ	+	ク	キ/ク
水道事業会計	672,607	1,817	0	670,790	0	670,790	0	239,104	-
			-		合 計	670,790	3	-	

合 計

公営企業(法非適用)	歳入総額	歳出総額	算入される地方債の額	翌年度に繰り越すべき財源	アーイーウーエ	解消可能資金不足額	資金不足•剰余額	資金不足額	事業の規模	資金不足比率
公呂正来(法非週用)	ア	1	ウ	エ	オ	カ	オ+カ キ	ク	ケ	ク/ケ コ
簡易水道事業特別会計	99,024	98,488	0	0	536	0	536	0	53,370	1
公共下水道事業特別会計	363,618	363,042	0	0	576	0	576	0	129,053	
農業集落排水事業特別会計	78,199	77,645	0	0	554	0	554	0	12,624	_
						合 計	1,666	4)		

18,873 2

実質公債費比率 = (地方債の元利償還金①+準元利償還金②)-(特定財源③+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④) 標準財政規模⑤-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④

平成21年度	(643,587	+	380,267) — (21,534	+	594,755)	×	100	_	12.82660	
平成21年度				3,772,254	_	594,755				^	100	=	12.82000	実質公債費比率 (3ヶ年平均)
平成22年度	(631,357	+	363,789) — (25,024	+	595,234)	×	100	=	11.52139	11.6 %
十成224及				3,849,077	-	595,234				^	11.52133	11.32139		
平成23年度	(615,081	+	335,488) — (25,443	+	573,019)	×	100	=	10.68376	
1 成20千皮				3,868,740	_	573,019				~	100	_	10.00070	

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	地方債の元利償還金ア	643,587	631,357	615,081
①地方債の元利償還金	うち繰上償還に係るもの	0	0	0
	アーイ	643,587	631,357	615,081
	水道事業会計の地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金ウ	1,219	650	630
	簡易水道事業特別会計の地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金 エ	25,874	25,948	26,384
	公共下水道事業特別会計の地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金 オ	231,900	222,900	204,700
②準元利償還金	農業集落排水事業特別会計の地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金 カ	49,095	47,364	45,250
	一部事務組合等の起こした地方債償還の財源に充てたと認められる負担金キ	72,179	66,927	58,524
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ク	0	0	0
	ウ+エ+オ+カ+キ+ク	380,267	363,789	335,488
③特定財源	公営住宅使用料ケ	21,534	25,024	25,443
	①地方債の元利償還金に係るもの コ	393,184	392,226	387,209
④普通交付税基準財政 需要額算入額	②準元利償還金に係るものサ	201,571	203,008	185,810
	コ+サ	594,755	595,234	573,019
	標準税収入額等シ	1,830,754	1,620,003	1,788,455
⑤標準財政規模	普通交付税額ス	1,683,976	1,864,673	1,819,597
	臨時財政対策債発行可能額 セ	257,524	364,401	260,688
	シ+ス+セ	3,772,254	3,849,077	3,868,740

将来負担額①-(充当可能基金額②+特定財源見込額③+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額④)

標準財政規模⑤一元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額⑥

将来負担率

将来負担比率

 $\frac{9,146,921 - (2,122,025 + 222,184 + 5,911,636)}{3,868,740 - 573,019} \times 100 27.0$

			平成22年度	平成23年度
	一般会計等の年度末地方債現在高	ア	4,042,228	3,883,075
	債務負担行為に基づく支出予定額	1	0	0
	簡易水道事業特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	ゥ	260,699	242,511
	公共下水道事業特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	Н	3,057,331	2,820,245
	農業集落排水事業特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込	オ	633,657	640,890
	水道事業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	カ	6,267	6,419
①将来負担額	加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担見込額	+	200,701	147,587
	退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額	ク	1,426,342	1,406,194
	設立法人の負債額等負担見込額(土地開発公社)	ケ	0	0
	設立法人の負債額等負担見込額(第三セクター等)	П	0	0
	連結実質赤字額	サ	0	0
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	シ	0	0
	ア+イウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ+コ+サ	+シ	9,627,225	9,146,921
②充当可能基金額			2,205,050	2,122,025
③特定財源見込額	公営住宅使用料		254,986	222,184
④基準財政需要額 算入見込額			6,009,083	5,911,636
	標準税収入額等		1,620,003	1,788,455
⑤標準財政規模	普通交付税額		1,864,673	1,819,597
	臨時財政対策債発行可能額		364,401	260,688
			3,849,077	3,868,740
⑥基準財政需要額 算入額			595,234	573,019

○資金不足比率の算出

資金不足比率	_	資金の不足額
貝亚个足比平	_	 事業の規模

何れの公営企業会計も資金の不足額がないため資金不足比率 -

公営企業(法適用)	流動資産	流動負債	算入される地方債の額	アーイーウ	解消可能資金不足額	資金不足·剰余額	資金不足額	事業の規模	資金不足比率
	ア	イ	ウ	エ	オ	エ+オ カ	+	ク	キ/ク ケ
水道事業会計	672,607	1,817	0	670,790	0	670,790	0	239,104	_

公営企業(法非適用)	歳入総額	歳出総額	算入される地方債の額	翌年度に繰り越すべき財源	アーイーウーエ	解消可能資金不足額	資金不足·剰余額	資金不足額	事業の規模	資金不足比率
公呂正杲(法非過用)	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	オ+カ キ	ク	ケ	ク/ケ コ
簡易水道事業特別会計	99,024	98,488	0	0	536	0	536	0	53,370	_
公共下水道事業特別会計	363,618	363,042	0	0	576	0	576	0	129,053	_
農業集落排水事業特別会計	78,199	77,645	0	0	554	0	554	0	12,624	_